

様式第4号の1（第7条関係）

京丹波町建設事業等監視委員会（令和元年度第2回） 議事概要

開催日時及び場所	令和2年2月18日（火） 午後1時30分～午後3時30分 京丹波町役場本館2階 議員控室		
出席委員氏名	委員長 若宮 隆幸 委員 榎本 藤雄（欠席） 委員 山内 武夫		
審議対象期間	平成31年4月1日～令和元年9月30日		
区 分	建設工事	測量・設計業務	(備考)
一般競争入札	28件	7件	総件数：80件
指名競争入札	0件	0件	建設工事59件
随意契約	31件	14件	測量・設計業務21件
議 事 概 要	<p>1 開会あいさつ（若宮委員長） （谷副町長）</p> <p>2 議事 （1）抽出工事等に関する審議について 建設工事4件 測量・設計業務1件</p> <p>3 その他 （1）京丹波町工事入札件数及び平均落札率等の推移について</p> <p>4 閉会あいさつ（山内委員）</p>		
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問		回 答 等
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>委員会としては、特段、意見具申すべき内容はない。 なお、各委員から出された意見・質問を受け止め、公平公正な競争の促進並びに引き続き透明性の確保に一層努力願います。</p>		

議事の前質問関係

意見・質問	回答等
○随意契約が増えた要因は何ですか。	災害復旧工事に係る町単費分の附帯工事が主な要因です。

別紙

「2 議事 (1) 抽出工事等に関する審議について」関係

1 平成31年度 グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事
(条件付一般競争入札)

意見・質問	回答等
<p>○入札参加の14社中12社がくじとなり、最低制限価格の設定のあり方が問われる結果となっている。何か要因があったのですか。</p> <p>○設計書をもう一度見直すなど、最低制限価格を積算精度を上げる手段はあるのですか。</p> <p>○追加工事については、当初の設計時から分からないことがあったのか。</p>	<p>設計書が見積もり重視であり、直接工事費の比率が増え、最低制限価格が設定している予定価格の上限90パーセントという要因も重なり、また業者の積算能力も向上しており、最低制限価格を類推できたのではないかと考えております。</p> <p>今後の検討課題とします。</p> <p>消費税の増税分が主な増額の要因であります。</p> <p>また、施設を長く使用していくことを念頭に置きながら工事進めていく上で、追加工事が発生しました。</p>

2 令和元年度 新庁舎整備事業 雨水貯留槽整備工事
(条件付一般競争入札)

意見・質問	回 答 等
<p>○入札参加の7社中4社が失格となっている。どんな要因があったのですか。</p> <p>○本工事のように金額が大きい工事については、失格の要因を業者から聞き取るなど分析をしていく必要がある。</p>	<p>本案件も見積もりが大半を占めており、見積もり先の提示価格によって、入札金額が変動したものであると推測されます。</p> <p>今後の検討課題とします。</p>

3 令和元年度 のびのび児童クラブ1組施設新築工事
(条件付一般競争入札)

意見・質問	回 答 等
<p>○坪単価が高いので、外部の目が向きやすいので、しっかりと説明できるものを用意しておくことが重要である。</p>	<p>部材等が高価になっており、また、人件費も年々増加傾向にあることが原因と考えられます。</p> <p>委員会での意見を参考に、説明責任に耐えうる資料を用意できるように検討します。</p>

4 平成31年度 和知中央浄水場外膜ろ過設備修繕工事
(随意契約)

意見・質問	回 答 等
<p>○適正単価を把握できているかどうかの説明資料が必要である。</p>	<p>適正な単価を積算できるよう、類似工事により単価積算しておりますが、今後も引き続き収集します。</p>

5 令和元年度 林道開設事業 林道月ヒラ長老線測量設計業務
(条件付一般競争入札)

意見・質問	回答等
<p>○入札参加は、この程度ですか。</p> <p>○林道開設することにより、利用できる資源が増えるということですか。</p>	<p>森林土木を専門にしている業者としては、京都府下で少数であります。</p> <p>お見込みのとおりです。</p>

「3 その他」関係

意見・質問	回答等
<p>○開札が終わるまでの起案された設計書の管理はどうされていますか。</p>	<p>現在、起案文書の管理につきましては持ち回りの方法を取らずに、決裁権者の文書箱に入れて決裁をしております。</p> <p>また、設計書を確認できる職員は起案した課員すべてであるため、情報漏洩のリスクは高いと考えております。</p> <p>今後の取り扱いとしましては、設計書の起案につきましては秘密文書とし、確認できる職員も必要最小限と決定し、持ち回りの方法を用いて決裁するようにすることを考えております。</p> <p>また、決裁が済んだ設計書につきましては、総務課・契約検査係で開札終了後まで鍵のついた書庫に保管することを考えております。</p>